

静岡県告示第315号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館観覧料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年10月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

静岡市葵区栄町1-3

(2) 商号及び代表者の氏名

株式会社ベルキャリアール静岡支店

支店長 竹内 誠

2 委託期間

令和元年8月1日から令和2年6月30日まで